

26 年度

第 4 回短答確認テスト

問題用紙

【特許・実用新案】 1

特許法に規定する総則及び雑則に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特許出願について出願審査の請求をすることができる期間を延長することができる。
- (ロ) 日本国内に住所又は居所を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権の主張を伴う特許出願をすることはできない。
- (ハ) 拒絶理由の通知に対する意見書を特許出願人が郵便により提出し、日本郵便株式会社の営業所に差し出した日時を郵便物の受領証により証明できない場合、その郵便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないときは、当該意見書は、表示された日の午後 12 時に特許庁に到達したものとみなされる。
- (ニ) 特許権者である成年被後見人につき成年後見監督人が選任されている場合、当該特許権に係る特許無効審判についての被請求人としての手続を法定代理人である成年後見人がするには、当該成年後見監督人の同意を得なければならない。
- (ホ) 甲及び乙が共同して特許出願をしたときは、当該特許出願についての出願公開の請求は、甲及び乙が共同してしなければならない。ただし、甲を代表者と定めて特許庁に届け出たときは、当該特許出願についての出願公開の請求は、甲が代表してすることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 2

特許出願に関し、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても、同様とする。

- (イ) 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに出願A及びBを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cを出願Aの出願の日から1年以内にした。乙は、発明イについての特許出願Dを、出願Bの出願の日後であって出願Cの出願の日前にした。出願Cが出願公開されたとき、出願Dは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- (ロ) 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをし、乙は、出願Aの出願日後でかつ出願公開前に、自らした発明イについて特許出願Bをした。出願Aについては、出願日から3年以内に出願審査の請求がなかったので、出願Aは取り下げられたものとみなされた。この場合、出願Aについて出願公開がされていても、出願Bは、出願Aが先願であるとして拒絶されることはなく、出願Aがいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶されることもない。
- (ハ) 甲が自らした発明イ及びロについて特許出願Aをした日後、出願Aの出願公開前に、乙が自らした発明イについて特許出願Bをした。
この場合、甲が、出願Bの前に、出願Aについて、発明ロのみが明細書、特許請求の範囲及び図面に記載されるものとする補正をした場合、出願Aについて出願公開がされても、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。
- (ニ) 甲は、自らした発明イ及びロが明細書にのみ記載された特許出願Aをした。その日後に、乙は、自らした発明イが特許請求の範囲に記載された特許出願Bをした。その後、乙は、甲から特許出願Aに係る特許を受ける権利を承継し、特許出願Aの明細書から発明イを削除する補正をした。その後、特許出願Aは出願公開された。この場合、特許出願Bは、特許出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により、拒絶されることはない。
- (ホ) 甲が自らした発明イ及びロについて特許出願Aをした日後、乙が自らした発明ロについて特許出願Bをした。甲は、出願Bの出願後、出願Aについて出願公開がされないうちに、出願Aの一部を分割して発明ロのみについて新たな特許出願Cをするとともに、出願Aを取り下げた。
この場合において、出願Aについて出願公開がされることなく、出願Cについて出願公開がされた

とき、出願Bは、出願Cをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 3

特許を受ける権利等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 使用者は、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者に特許を受ける権利を取得させることを定めることにより、従業者が在職期間中にした全ての発明の特許を受ける権利を自らに帰属させることができる。
- (ロ) 仮専用実施権者によって許諾された仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があったとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときに消滅するが、その仮専用実施権が消滅したときには消滅しない。
- (ハ) 従業者等は、勤務規則の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合、当該仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録がされる前であっても、相当の利益を受ける権利を有する。
- (ニ) 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができないが、抵当権の目的とすることや譲渡担保の目的とすることはいずれもできる。
- (ホ) 甲及び乙の先の共同出願Aに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、甲及び乙が合意した上で丙が仮通常実施権の許諾を得ていたところ、出願Aに基づいて特許法第41条第1項の規定によるいわゆる国内優先権の主張を伴う甲及び乙の新たな共同出願Bがされた。なお、丙の仮通常実施権の設定行為に別段の定めはない。ここで出願Bについての丙の仮通常実施権について、乙が反対の意思を表示した。この場合、出願Bに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、出願Aについての仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内で、仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 4

特許出願に関し、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (イ) 甲は、自らした発明イについてX国特許庁に特許出願Aをし、発明イがその発明に関する公報に掲載され、出願公開された。当該出願公開から5月後に、甲がその発明イについて日本国特許庁に特許出願Bをする場合、当該出願公開に基づいて、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
- (ロ) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第4項に規定する期間内に外国語書面の日本語による翻訳文を提出することができなかったことにより取り下げられたものとみなされた当該外国語書面出願の出願人は、上記期間内に当該翻訳文を提出することができなかったことについてその責めに帰することができない理由がある場合に限り、経済産業省令で定める期間内に当該翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
- (ハ) 一の請求項のみからなる特許出願は、特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たさない場合はない。
- (ニ) 甲が、特許出願Aをした後、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、特許法第38条の3第1項に規定する先の出願を参照すべき旨を主張する方法により、出願Aを参照すべき旨を主張して特許法第44条第1項の規定による出願Aの分割に係る新たな特許出願をすることができる。
- (ホ) 甲は、自らした発明イをテレビの生放送番組で公開し、その公開の日から4月後に発明イについて特許出願Aをした。その後、甲が、出願Aの出願の日から10月後に発明Aに基づく特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して発明イ及びロについて特許出願Bをするとき、発明イについて、特許法第30条に規定する発明の新規性喪失の例外の適用を受けることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 5

特許法に規定する手続の補正、手続の却下に関し、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- 1 最後の拒絶理由通知において指定された期間内に特許請求の範囲についてする補正が誤記の訂正のみを目的とする場合、さらに補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければ当該補正をすることができない。
- 2 特許庁長官は、特許法に定める方式に違反しているとして特許法第 17 条第 3 項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が、同項の規定により指定した期間内に補正をしない場合、特許法第 18 条の 2 第 2 項に規定された弁明書を提出する機会を与えなければ、その手続を却下することができない。
- 3 訂正審判の請求人は、審判長が審理の終結を通知した後に職権で審理の再開をした場合、その後更に審理の終結が通知される前はいつでも、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。なお、特許異議の申立てはされておらず、特許無効審判は請求されていないものとする。
- 4 外国語特許出願について誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした後は、国際出願日における外国語特許出願の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文、国際出願日における外国語特許出願の請求の範囲の翻訳文又は国際出願日における外国語特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載した事項の範囲内に限り、補正をすることができる。
- 5 外国語書面出願の出願人は、外国語書面についての誤記の訂正を目的とする場合には、外国語書面の補正をすることができる。

【特許・実用新案】 6

特許出願及び実用新案登録出願等の分割・変更等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願、意匠登録出願についても、同様とする。

- 1 特許出願の分割に係る新たな特許出願については、その特許出願の分割の日から 30 日を経過した後であっても、出願審査の請求をすることができる場合がある。
- 2 実用新案権者は、実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から 3 年以内であれば、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった旨の通知を受けた日から 30 日を経過したときでも、その実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる場合がある。
- 3 実用新案権者は、自らその実用新案登録の一部の請求項について実用新案技術評価の請求をした後であっても、当該実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から 3 年以内であれば、実用新案技術評価の請求をしていない請求項に係る実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる場合がある。
- 4 実用新案登録出願から変更された特許出願の実用新案登録出願への変更は、禁止されていないが、実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願を実用新案登録出願へ変更することは、禁止されている。
- 5 特許出願の分割については、パリ条約において、「審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を 2 以上の出願に分割することができる。」（パリ条約第 4 条 G（1））、「特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。」（同条 G（2））と規定されている。我が国の特許法における特許出願の分割に関する条文（特許法第 44 条）は、この条約の規定と同趣旨であり、条約に反する規定は設けられていない。

【特許・実用新案】 7

特許出願における優先権に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をいい、「パリ優先権」とは、パリ条約第 4 条に規定する優先権をいうものとする。

(イ) 甲は、発明イ及びロについて特許出願 A をし、出願 A の出願日から 1 年以内に、出願 A を基礎として特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う、発明イ、ロ及びハについての我が国を指定国とする国際出願 B をした。国際出願の場合には、優先日から 30 月以内であればいつでも優先権の主張を取り下げることができるため、出願 A の出願日から 1 年 4 月を経過した後であっても、甲が、出願 A の出願日から 30 月以内に出願 A を基礎とする優先権の主張を取り下げれば、出願 A は取り下げられたものとみなされることはない。

なお、国際出願 B について、出願審査の請求はされていないものとする。

(ロ) パリ条約第 4 条 D (1) の規定による優先権の主張を伴う特許出願を、同条 C (1) に規定する優先期間内にしなかつた場合、故意に当該優先期間内にその特許出願をしなかつた場合であっても、当該優先期間経過後に、当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる。

(ハ) 甲は、発明イについて特許出願 A をし、その出願の日から 5 月後に、特許出願 A を基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ及び発明ロについて特許出願 B をした。さらに甲は、特許出願 B の日から 5 月後に、特許出願 B のみを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ、発明ロ及び発明ハについて特許出願 C をした。この場合、特許出願 C は、特許出願 A の日から 1 年以内にされたものであるから、特許出願 C に係る発明イについても国内優先権の主張の効果が認められる。

(ニ) 甲は、外国語書面出願 A をし、その出願の日から 1 月後、外国語書面の翻訳文を提出したが、外国語書面に記載されていない発明イがその翻訳文に記載されていた。この場合、甲は、当該翻訳文に記載された発明イに基づいて国内優先権の主張をすることができる場合がある。

(ホ) 特許出願をする場合において、世界貿易機関の加盟国においてした出願に基づく優先権は、日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）のみが主張することができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 8

特許出願の審査、出願公開及び特許法に規定するいわゆる補償金請求権に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「最初に受けた」拒絶理由の通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。

- (イ) 甲のした特許出願 A について、出願公開があった後、甲が出願 A に係る発明イの内容を記載した書面を提示して、出願 A に係る発明イを実施している第三者乙に対して警告をした場合であっても、乙が、出願 A に係る発明イの内容を知らないで自ら発明イをし、出願 A の出願の際現に日本国内において発明イの実施である事業の準備をしていたときは、出願 A に係る特許権の設定の登録がされても、乙は補償金を支払う義務を負わないことがある。
- (ロ) 特許出願 A の出願人甲は、特許出願 A の審査において、最後の拒絶理由通知を受けた後、特許請求の範囲について補正イをした。しかし、審査官は、補正イに係る補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が、最初の拒絶理由通知及び最後の拒絶理由通知の理由と異なる理由 a により特許出願の際独立して特許を受けることができるものでないとして、補正イの却下の決定をするとともに、拒絶をすべき旨の査定をした。その後、甲は、特許出願 A の一部を分割して新たな特許出願 B としたが、特許出願 B は、特許出願 A の補正の却下の基礎となる理由 a と実質的に同一の拒絶の理由により直ちに特許を受けることができないものであった。この場合、特許出願 B の審査において、審査官は、拒絶理由の通知と併せて、特許法第 50 条の 2 の規定による通知をしなければならない。
- (ハ) 審査官甲が通知した拒絶の理由に対して出願人乙が意見書及び手続補正書を提出する直前に、出願人乙は、審査官甲が出願人乙の配偶者の伯父であることを知った。この場合、出願人乙は審査官甲の忌避を申し立てることができる。
- (ニ) 特許出願の審査は、出願審査の請求をまっで行うのが原則であるが、出願審査の請求がない場合であっても、例外的に審査を行うときがある。
- (ホ) 特許出願 A の特許出願人甲は、第三者である乙に対し、出願公開があった後に特許出願 A に係る発明イの内容を記載した書面を提示して警告をした。警告後、甲は、特許出願 A の出願審査の請求をし、特許請求の範囲に記載された発明イを発明ロに補正をし、特許をすべき旨の査定を受け、特許権の設定の登録をした。乙が警告を受けた後、特許権の設定の登録前に業として発明ロを実施した場合に、乙に対し特許法第 65 条第 1 項に規定される補償金の支払を請求するために、甲は、出願公開後の警告に加え、補正後の発明ロに基づいて再度警告することが必要となる場合がある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 9

特許権等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 日本に特許権を有する特許権者が、日本国外において当該特許発明に係る特許製品を譲渡した場合において、その特許権者は、当該譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から日本を除外する旨を当該譲受人との間で合意した場合を除き、当該製品について日本で特許権を行使することはできない。
- (ロ) 特許権者が日本において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、日本で特許権を行使することができ、上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断される。
- (ハ) 特許権者が独占的通常実施権を許諾したとき、当該通常実施権者は、いわゆる固有の差止請求権を有する。
- (ニ) 特許権者がその特許権について専用実施権を設定した場合、専用実施権者は、自己の名で差止請求をすることができるが、特許権者は、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、業として特許発明の実施をする権利を失うだけではなく、当該特許権に基づく差止請求権を行使することもできない。
- (ホ) 特許権侵害訴訟においては、特許発明の技術的範囲を認定するために、当該特許に係る出願の経過を参酌することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 10

実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許権者が、その特許権に係る専用実施権の設定登録の日から、その特許権の存続期間の満了の日まで、その特許発明の実施地域を四国地方に限定したほかは、その特許発明の実施について何らの制限を加えることなく、専用実施権について設定の登録をした。その後、その特許権者が、徳島県において、第三者に対し通常実施権の許諾をしたとしても、その通常実施権は、その専用実施権者に対して効力を有しない。
- 2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡すること、その持分を目的として質権を設定すること及びその持分を放棄することのいずれもできないと、特許法に規定されている。
- 3 乙は、甲による発明イの内容を知らずに甲と同じ発明イをし、発明イを実施する事業を計画した。甲が発明イに係る特許出願をしたとき、乙は、発明イの実施品である製品Xの製造販売事業を行うにあたり必要となる機械を購入する目的で、銀行に対し資金借入れの申込みを行っている状態であった。乙が製品Xの製造販売事業を開始した後、甲による発明イに係る出願は特許権として登録された。この場合、上記申込みは特許法第 79 条（先使用による通常実施権）における「事業の準備」に該当しない。
- 4 専用実施権者は、特許法第 77 条第 4 項の規定による通常実施権者があるときは、その者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。
- 5 特許法における通常実施権の規定には、特許法第 35 条第 1 項に規定する職務発明に係る特許権についての通常実施権及び同法第 79 条に規定する特許権についての先使用による通常実施権については、当該特許権者は当該通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有することは規定されていないが、同法第 79 条の 2 に規定する特許権の移転の登録前の実施による通常実施権、同法第 80 条に規定する特許権についての無効審判の請求登録前の実施による通常実施権及び同法第 82 条に規定する意匠権の存続期間満了後の特許権についての通常実施権については、当該特許権者は当該通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有することが規定されている。

【特許・実用新案】 11

特許権又は実用新案権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 故意及び過失なく特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その侵害の停止を命ずることはできるが、特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることはできない。
- 2 特許権の侵害に係る訴訟において、既に提出された準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載されている場合には、当該営業秘密について裁判所が秘密保持命令を発するための要件を満たさない。
- 3 特許権を侵害する者を被告として侵害の停止を求める訴訟において、被告が自己に過失がないことを主張立証すれば、原告の請求は棄却される。
- 4 特許権の侵害に係る訴訟において、裁判所が職権により、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じることができる。
- 5 実用新案権の侵害に係る訴訟においては、特許法第 105 条の 2 の 11 で規定されるいわゆる第三者意見募集制度を利用することができない。

【特許・実用新案】 12

特許法及び実用新案法に規定する料金に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 利害関係人は、特許権者の意思に反しても特許料を納付することができるが、この場合、特許権者に対して、その費用の償還を請求する権利を有しない。
- 2 特許法には、第1年から第3年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に一時に納付しなければならない旨の規定があり、実用新案法には、第1年から第3年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に（出願の変更又は出願の分割があった場合にあっては、その出願の変更又は出願の分割と同時に）一時に納付しなければならない旨の規定がある。
- 3 特許を無効にすべき旨の審決が確定した場合、特許権は初めから存在しなかったものとみなされるので、当該特許権の特許料を納付した者は、既納付の特許料の全額の返還を請求することができる。
- 4 出願審査の請求をした後、その出願が特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満たしていない旨の同法第48条の7に規定する通知（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）を受け、指定された期間内に、その出願を放棄するとともに出願審査の請求の手数料の返還を請求した。この場合、その出願を放棄するまでに、上記通知以外、特許庁から何らの通知等も受けていなければ、政令で定める額が返還される。
- 5 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後、補正により請求項の数が増加した。増加した請求項についての出願審査の請求の手数料は、出願審査の請求をした者が納付しなければならない。

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判を請求する者は、特許法第 131 条に掲げる事項（審判請求書の必要的記載事項）を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならず、当該請求書が特許法第 131 条の規定に違反しているときは、審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。また、前置審査においては、特許庁長官は請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。
- (ロ) 特許出願について、審査官は、拒絶の理由 a により拒絶をすべき旨の査定をした。その後、当該査定に対する拒絶査定不服審判の前置審査において、審査官は、拒絶の理由 a とは異なる拒絶の理由 b を発見したので、その審査の結果を特許庁長官に報告した。この場合において、審判官は、拒絶の理由 a が依然として解消していないと判断したとき、請求人に対して再度拒絶の理由 a について拒絶の理由を通知することなく、当該理由 a に基づいて審判の請求は成り立たない旨の審決をすることはできない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した特許請求の範囲について補正があった。この場合、特許庁長官は、拒絶をすべき旨の査定をした審査官にその請求を審査させなければならない。
- (ニ) 拒絶査定不服審判において、審判の結果について利害関係を有する者であれば、審理の終結に至るまでは、当該審判に参加することができる。
- (ホ) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した図面についてのみ補正があった。当該補正が軽微なものである場合、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させないものとすることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 14

特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求があったときに特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えない場合がある。
- (ロ) 2以上の請求項に係る特許について、請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合、特許異議の申立てがされた請求項以外の請求項について、特許法第120条の5第2項の規定による訂正の請求をすることはできない。
- (ハ) 審判長は、特許権者若しくは特許異議申立人の申立てにより又は職権で、特許異議の申立ての審理を口頭審理によるものとすることができる。
- (ニ) 特許異議申立書を提出した特許異議申立人は、特許異議の申立てをすることができる期間の経過前であっても、特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示の要旨を変更する補正をすることができない場合がある。
- (ホ) 特許異議の申立ては、特許法第120条の5第1項の規定による通知（いわゆる取消理由通知）があった後は、特許権者の承諾があっても取り下げることができない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権の存続期間の延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとして、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判が請求された。審理の結果、当該請求が認められ、審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかったものとみなされる。
- 2 特許権の設定登録がされた後であれば、特許権の消滅後においても特許無効審判を請求することはできるが、特許無効審判により請求項が1のみである特許を無効にすべき旨の審決が確定した後は、その特許について、新たに特許無効審判を請求できる場合はない。
- 3 医薬品の特許発明に係る特許権について、特許権の存続期間の延長登録がされた。この延長登録出願は、当該特許権の専用実施権者が、特許法第 67 条第 4 項の政令で定める医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認を受けることが必要であるために、特許発明の実施をすることができない期間があったことを理由として、なされたものである。この場合、その延長登録の出願人が当該特許権の専用実施権者であったことは、延長登録無効審判における無効理由とはならない。
- 4 特許無効審判の請求人は、特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えを提起することができる期間内であっても、特許権者が東京高等裁判所に当該審決に対する訴えを提起した場合でなければ、当該審判の請求を取り下げることができない。
- 5 延長登録無効審判の請求人は、請求書の補正において、新たな延長登録の無効理由を追加することができる。

【特許・実用新案】 16

訂正審判又は訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判において、特許請求の範囲の減縮を目的として訂正の請求をする場合、特許法の規定上、その訂正は願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない。
- 2 特許権者は、専用実施権者があるときは、その者の承諾を得なければ訂正審判を請求することができないが、専用実施権者が許諾した通常実施権者があるときは、専用実施権者の承諾を得れば、通常実施権者の承諾を得なくても訂正審判を請求することができる。
- 3 訂正審判は、特許権の消滅後に、当該特許権に係る特許が特許法第 29 条第 2 項（いわゆる進歩性）の規定に違反してされたものとして特許無効審判により無効にされた場合であっても、請求することができる。
- 4 特許権について専用実施権を有する者は、当該特許権について訂正審判を請求することはできないが、当該特許権を有する者が請求した訂正審判に参加することはできる。
- 5 特許異議の申立てがされていない請求項に係る明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

【特許・実用新案】 17

特許無効審判における審理に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 証拠調べに際し、審判官は、当事者に対して文書の提出を命ずることができ、当事者が文書提出命令に従わないときは、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- (ロ) 被請求人側から答弁書の提出がなされず、口頭審理の期日にも出頭がなく、出頭したものともみなされなかった場合には、請求人の主張する無効理由の存在を被請求人側が認めたものとみなされる。
- (ハ) 審判においては、職権により、請求人が申し立てない請求の趣旨についても、審理することができる。
- (ニ) 審判長は、審判請求書の要旨を変更する補正を許可するときは、必ず、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- (ホ) 当事者の一方を補助するために審判に参加した者が、被参加人の行為に抵触する行為をしたとき、その行為には効力が認められない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許を受ける権利の共有者が、共同で特許出願をし、当該特許出願の拒絶査定を受けて共同で審判を請求したが、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合、当該審決に対する取消訴訟は、当該特許を受ける権利の共有者全員により提起することを要する。
- (ロ) 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関する特許法の適用について、意見を述べることができる。
- (ハ) 特許出願に対し、当該特許出願前に公知事実Aによって公然知られた発明であることのみを理由とする拒絶をすべき旨の査定がなされ、これに対する拒絶査定不服審判の請求を成り立たないとする審決がなされた場合、この審決に対する取消訴訟において、裁判所が、上記公知事実Aとは異なる公知事実Bによって公然知られた発明であるという拒絶の理由を発見したときは、当該拒絶の理由に関する主張立証の機会を当事者に与えた上であれば、当該拒絶の理由により、請求棄却の判決をすることができる。
- (ニ) 特許無効審判の確定審決に対する再審の審決に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。
- (ホ) 拒絶査定不服審判の審決に対する訴えにおいて、特許出願に係る発明は、特許出願前に頒布された刊行物Aに記載された発明イと同一であるから、特許法第29条第1項第3号の規定により、当該特許出願は拒絶すべきものである、とした審決を取り消す旨の判決が確定した。その場合、審判官が、更に審理を行い、審決をするときは、刊行物Aに記載された発明イと同一であることを理由として、先の審決と同一の結論の審決をすることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 19

特許法に規定する罰則に関し、正しいものは、どれか。

- 1 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業として貸渡しのために所持する行為は、差止請求や損害賠償請求の対象とされることはあっても、処罰の対象になることはない。
- 2 審判の当事者は、正当な理由がないのに特許庁からの文書提出命令に従わなかったことにより、過料に処せられる場合がある。
- 3 詐欺の行為により、除斥の申立てをしてその旨の決定を受けた者は、懲役又は罰金に処せられる。
- 4 特許権の侵害に係る訴訟において裁判所により秘密保持命令を受けた甲が、その命令を受けた者以外の者である乙にその命令に係る営業秘密を日本国外において開示した場合、甲が秘密保持命令違反の罪により処罰されることはない。
- 5 特許に係る物以外の物又はその物の包装に、特許表示を付した者は、過料に処せられる。

【特許・実用新案】 20

実用新案法の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録出願が、一の願書で出願をすることができない2以上の考案についてしたものであるときでも、特許庁長官は願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることはできない。
- 2 実用新案権者が侵害者甲に対してその権利を行使した後に、当該実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、その実用新案権者が当該権利行使によって甲に与えた損害を賠償する責任を免れることはない。
- 3 2以上の請求項に係る実用新案登録出願については、実用新案技術評価の請求は、請求項ごとに行うことができる。
- 4 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまでに実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として願書に添付した実用新案登録請求の範囲の訂正をした場合、当該訂正が、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならないとの規定に違反することを理由として、当該実用新案登録が無効とされることがある。
- 5 実用新案登録についての実用新案技術評価の請求は、実用新案権の消滅後においても行うことができるが、その実用新案登録が実用新案登録無効審判により無効にされた後、又はその実用新案登録に基づいて特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後は、行うことができない。

【意匠】 1

意匠登録の対象について、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 視覚を通じて美感を起こさせる建築物の部分は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- (ロ) 折り畳んだハンカチの形状は、物品をハンカチとして、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) インターネットを通じて表示された画像は、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) アイスクリームや生菓子は、時間の経過により変質してその形状が変化するものであるから、意匠登録の対象となることはない。
- (ホ) 外観からは見えないスキーの内部構造について、販売時にカタログで内部構造を視覚的に認識できるように図示することを予定しているときは、意匠に係る物品を「スキー」として、その内部構造の形状に係る部分意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 2

意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないこととする。すなわち、文中に記載した場合を除いては、各出願は、関連意匠、分割又は変更に係るものでも、冒認の出願でも、補正後の意匠についての新出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正も名義変更もされていないものとする。また、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、文中に記載した場合を除いては、優先権の主張は存在せず、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲は、互いに類似する意匠イ及び意匠ロを公知にした後、意匠イについて、意匠法第4条第2項の適用を受けようとする旨を記載して意匠登録出願Aをし、出願日から30日以内に意匠イのみについて、意匠法第4条第3項に規定する証明書を提出した。出願Aは、意匠ロの存在を理由に、意匠法第3条第1項第3号に該当するとして拒絶される。
- 2 甲は、意匠イを創作して、展示会で自らの名前で意匠イを公開した。その後、甲は、乙に意匠登録を受ける権利を譲渡して、乙が意匠イについて意匠登録出願Aをした。この出願に際し、乙は意匠法第4条第2項の適用を受けようとする旨の主張をして、かつ甲が意匠イを公開した旨の証明書を出願日から30日以内に提出した。出願Aは、甲が展示会で意匠イを公開した事実を理由に、意匠法第3条第1項第1号に該当するとして拒絶されることはない。
- 3 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、国際登録後であれば国際公表前であっても、特許庁長官に提出することができる。
- 4 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、外国において公然知られるに至った意匠について、公然知られるに至った日から11月後にその国に出願をし、さらに3月後に、その出願を第一国出願としてパリ条約による優先権の主張をして、日本に意匠登録出願をするときは、その意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 5 甲は、「マスク」の意匠イを創作し、インターネット上で公開した。その3月後、乙は、独自に創作した意匠イに類似する「マスク」の意匠ロを公開した。その後、甲は、単独で、意匠イの公開から1年以内に、意匠イに係る意匠登録出願をした。このとき、甲は、意匠イ及び意匠ロについての新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。なお、この設問において、意匠登録を受ける権利の承継はないものとする。

【意匠】 3

意匠法第3条の2（意匠登録の要件）及び意匠登録出願における意匠法第9条（先願）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、関連意匠の意匠登録出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 甲は、「自動車」のドア部分の部分意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。甲は、出願Aの願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しない出願Aに係る意匠公報の発行の日後、秘密請求期間経過後に発行される意匠公報の発行の日前に、「自動車」のバンパー部分の部分意匠ロについて意匠登録出願Bをした。この場合、出願Bは、出願Aにかかる意匠公報に掲載された意匠の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- (ロ) 甲が意匠イについて意匠登録出願をし、これと同日に、乙が意匠イの一部と類似する部分意匠ロについて意匠登録出願をしたとき、甲と乙は、意匠法第9条第2項の協議を命じられる場合がある。
- (ハ) 甲が、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受け、Aの出願の後に、乙がイに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bを行った。その後、イに係る意匠登録について、その登録が意匠登録を受ける権利を承継しない者の意匠登録出願に対してされたことを理由として、その登録を無効にすべき旨の審決が確定した。この場合、乙は、ロについて、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができない。
- (ニ) 甲は、「テーブル」の意匠イについて意匠登録出願Aをした。しかし、出願Aの出願日前に出願され、出願Aの出願日後に意匠公報に掲載された、乙の意匠登録出願Bに係る「一組の家具セット」の意匠ロが存在し、その意匠ロの構成物品である「テーブル」の意匠と意匠イは類似している。この場合、出願Aは、出願Bを理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶されることはない。
- (ホ) 意匠イに係る意匠登録出願Aと意匠ロに係る意匠登録出願Bとが同日の出願であって、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立せず、出願A、B共に拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、その後に出願された意匠イに類似する意匠ハが登録されることはない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【意匠】 4

関連意匠制度に関し、次のうち、正しいものは、どれか。なお、意匠イと意匠ロは類似し、意匠ロと意匠ハは類似し、意匠イと意匠ハは類似しない。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないこととする。すなわち、文中に記載した場合を除いては、各出願は、関連意匠、分割又は変更に係るものでも、冒認の出願でも、補正後の意匠についての新出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正も名義変更もされていないものとする。また、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、文中に記載した場合を除いては、優先権の主張は存在せず、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 意匠イと意匠ハが類似しない場合であっても、甲の先願に係る意匠イの類似範囲に意匠ハの類似範囲の一部が重なる場合、甲は、意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録できる場合がある。
- 2 甲は、意匠イについて、令和5年3月1日に第一国としてパリ条約の同盟国に意匠登録出願をし、その出願に基づく優先権の主張を伴って令和5年8月15日に日本に出願して意匠登録を受けた。その後、甲は、意匠ロについて、令和15年5月10日に第一国としてパリ条約の同盟国に意匠登録出願をし、その出願に基づく優先権の主張を伴って、令和15年7月1日に日本に意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠ロを出願した。他の登録要件を具備する場合、意匠ロは意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 3 パリ条約の同盟国へ正規かつ最先の出願をし、その出願に係る意匠を基礎意匠とした場合、その関連意匠及びその関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠の意匠権の存続期間は、当該基礎意匠の第一国の出願日から25年をもって終了する。
- 4 甲は本意匠イに係る出願が設定登録された後、意匠ロをその関連意匠として出願した。意匠ロの意匠権の設定登録の際に、本意匠イに係る意匠権が放棄されていた。このとき、甲は、意匠ロについて、意匠イの関連意匠として意匠登録を受けることはできない。
- 5 甲の基礎意匠イの意匠権Aと意匠イを本意匠とする関連意匠ロの意匠権Bのうち、意匠ロの意匠権Bは冒認出願に係るものであった。基礎意匠イの意匠権Aが正当な理由なく登録料を追納できる期間内に納付しなかったことにより消滅した。このとき、意匠ロについて意匠登録を受ける権利を有する真の権利者である乙は、意匠権Aを無効にすることなく、甲に対し、意匠ロの意匠権Bの移転を請求することができる。

【意匠】 5

意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠登録出願の願書に添付した図面の記載が不正確であって、出願の意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものでなく、形状が特定できない場合、意匠法第6条に規定する要件を満たしていないことを理由とした拒絶をすべき旨の査定がなされることがある。
- 2 図面に代えて意匠登録を受けようとする意匠を現したひな形を提出できる場合は、常に図面に代えてその意匠を現した見本を提出することができる。
- 3 長靴の靴底部分について意匠登録を受けようと考えている。図面を作成する際、意匠登録を受けようとする靴底部分を実線で描いたうえで、長靴の靴底部分であることがわかるように、靴底部分以外の長靴全体を破線で描いた図面を作成した。この図面を用いて意匠登録出願をする際、願書の意匠に係る物品の欄は、靴底部分の意匠の権利化を考えているのであるから「長靴用靴底部分」と記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合には、変化の前後にわたるその物品の形状を含めて出願することで、一意匠として意匠登録を受けることができる。
- 5 願書の「意匠に係る物品」の欄に、「オートバイ」と「オートバイおもちゃ」の2つの物品が記載され、願書に添付した図面に一つの形状が記載されている場合、当該意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。

【意匠】 6

組物及び内装の意匠に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 組物の意匠の意匠登録出願をしようとする場合、パリ条約の同盟国において組物の意匠の各構成物品に係る意匠がそれぞれ同日に出願されていれば、それらの出願から6月以内に、それらの出願を基礎としてパリ条約による優先権の主張を行うことができる。
- (ロ) 組物の意匠登録を受けようとする物品が、意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める組物のいずれにも属さない場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄にその組物と同程度の組物を記載することにより、その物品に係る意匠は、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 車両の内装を構成する物品又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものについて出願することで、一意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) ナイフ、フォーク及びスプーンの各物品の柄に統一したモチーフを採用した場合、その柄の部分を部分意匠として図面に表すことにより、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。
- (ホ) 組物に係る意匠登録出願について組物全体として統一がないという拒絶理由の通知がされた場合、その出願が審査、審判又は再審に係属していれば、その出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とすることができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【意匠】 7

意匠登録出願の補正、分割又は変更に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでもなく、補正後の新出願でもなく、期間の延長はないものとし、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、意匠登録出願に変更することができる。
- 2 図面について補正をしたところ、審査官により補正の却下の決定がされた。そこで、出願人は、補正却下決定不服審判を請求した。審判においてこの図面における補正が要旨を変更するものであるか否かの審理を行っているところであるため、審理結果が通知されるまでは、さらに図面の補正を行うことはできない。
- 3 審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過するまでは、当該意匠登録出願の審査を中止しなければならない。
- 4 意匠登録出願人は、その意匠登録出願の拒絶すべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、その意匠登録出願を分割することができる。
- 5 意匠登録出願人が、パリ条約の規定により優先権を主張している二以上の意匠を包含する意匠登録出願について、意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合において、新たな意匠登録出願についてパリ条約の規定により優先権を主張したときは、優先権証明書を新たな意匠登録出願の日から六月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

【意匠】 8

秘密意匠に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願の出願人は、その意匠に関し意匠法第 20 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告することにより、その警告後、意匠権の設定の登録前に業としてその意匠に類似する意匠を実施した第三者に対し、その意匠権の設定の登録の後、その意匠が登録意匠である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。
- (ロ) 意匠イに係る意匠登録出願 A と意匠ロに係る意匠登録出願 B が同日に出願され、イとロが類似するとき、意匠法第 9 条第 2 項に規定する協議が成立しないことを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、イのみについて秘密にすることを請求していたとき、ロについては、願書及び願書に添付した図面の内容について、当該査定の確定後、イの秘密請求期間が終了するまで待たずに、直ちに意匠公報に掲載される。
- (ハ) 意匠権の設定登録後は、秘密にすることを請求した期間を延長することを請求することはできない。
- (ニ) 意匠が秘密意匠である場合、その意匠に関し意匠法第 20 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、損害賠償を請求することができない旨が意匠法に規定されている。
- (ホ) 意匠登録出願人が意匠を秘密にすることを請求するときは、意匠登録出願と同時の場合に限り、その意匠を秘密にすることを請求する期間を記載した書面の特許庁長官に提出することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 9

意匠権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許法上の当事者尋問等の公開停止に関する規定は、意匠法において準用されている。
- 2 意匠に係る物品を輸入する行為は意匠法上の実施に該当するが、当該輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為は含まれない。
- 3 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠の実施である事業をしている者は、その実施をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。
- 4 甲は、意匠イについて意匠登録出願をし、その後、補正をして、補正後の意匠イ'について意匠権の設定登録を受けた。乙は、意匠イ'を知らないで意匠イ'と類似する意匠ロを自ら創作し、意匠イの出願の際は、意匠ロの実施である事業の準備はしていなかったが、甲が手続補正書を提出した際現に日本国内において、当該事業の準備をしていた。甲のした補正が要旨を変更するものと認められる場合、乙は、甲の意匠権について先使用による通常実施権を有しない。
- 5 甲は、「カメラ」の登録意匠イと類似の意匠ロを組み立てるためだけに使用される専用組立てキットを製造し海外に輸出した。この時、甲の専用組立てキット製造行為のみならず、専用組立てキット輸出行為も、意匠法上の間接侵害に当たる。なお、甲は登録意匠の意匠権者及び実施権者ではなく、かつ業として各行為を行っているものとする。

【意匠】 10

意匠の審判に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 不適法な審判の請求について、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、直ちに審決をもって却下することができる場合がある。
- (ロ) 意匠権が共有にかかるものである場合、当該意匠権に係る意匠登録について無効にすべき旨の審決がなされたときは、かかる審決に対する審決取消訴訟を共有者の1人が単独で提起することはできない。
- (ハ) 意匠登録出願時の共同出願違反を理由とする意匠登録無効審判は、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。
- (ニ) 基礎意匠の意匠権について、無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。
- (ホ) 本意匠イとその関連意匠として意匠ロ及び意匠ハが意匠登録を受けていたとき、ハが、イには類似しないがロには類似していることを理由として、ハの意匠登録について意匠登録無効の審判を請求することができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 1

商標法第1条の文言として、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 この法律は、商標の保護及び利用を図ることにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者を保護することを目的とする。
- 2 この法律は、商標の保護及び利用を図ることにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。
- 3 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。
- 4 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者を保護することを目的とする。
- 5 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて取引者を保護することを目的とする。

【商標】2

商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 「小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務に類似するものの範囲には、当該役務において取り扱われる商品が含まれる場合がある。
- 2 標章のみを表示した店頭の看板であっても、その店舗の状況等からして特定の商品、役務を広告していることが明らかであると判断される場合には、商標の使用となることがある。
- 3 音と時間の経過に伴って変化する文字との結合は、商標法上の商標として認められる。
- 4 外国にある事業者が、日本国内の顧客に届けるため、自己の標章を付した商品を外国から日本国内に運送業者をして持ち込ませる行為は、標章の使用に該当する。
- 5 飲食店の店内に置かれた「グルメの妖怪」というキャラクターが、飲食物の提供に際して、言語的要素のない一定の同じ音を発する行為は、音の商標の使用に該当する場合がある。

【商標】 3

商標法第3条及び商標法第4条第1項に規定する登録要件に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲の商標登録出願に係る商標が、その出願の日後の出願に係る他人乙の登録防護標章と同一の商標であって、当該防護標章登録に係る指定役務について使用をするものである場合、それを理由として当該商標登録出願は拒絶される。
- (ロ) 商標登録出願に係る商標が、「その商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するためには、必ずしも当該出願の指定商品の原材料として現実に使用されていることを要しない。
- (ハ) 商標登録出願に係る商標が、当該出願の時に、他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするものであっても、日本国内における需要者の間に広く認識されていない限り、商標登録を受けることができる。
- (ニ) 地方公共団体甲は、自己が使用する商標について商標登録を受けたいと考えている。甲が自己が使用する商標イについて商品aを指定する商標登録出願を行ったところ、商品aと類似する商品bを指定する商標イと類似する他人乙の先願に係る登録商標ロがあった。この場合であっても、甲が商標登録を受けることについて乙から承諾を得ており、かつ、商標イの指定商品aと乙の業務に係る商品との間で混同を生ずるおそれがない場合は、甲は、商標イについて商標登録を受けることができることがある。
- (ホ) 「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない」とは、需要者がその商品又は役務が一定の出所から流出したものであることを一般的に認識することができないことをいい、必ずしも特定の者の業務に係るものであることを認識することができないことをいうものではない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 4

商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩（地色）と同一の色彩である部分は、商標登録出願人が、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩（地色）と同一の色彩を付すべき旨を表示しない限り、商標の一部でないものとみなされる。
- 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があった場合において、全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる場合はない。
- 3 商標登録出願人は、その商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合は、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願にすることができない。
- 4 願書に記載した商標登録を受けようとする商標が青色の文字のみからなる商標である場合、その文字の色彩を黒色に変更する補正は、その文字が同一である限り、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- 5 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたとき、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対して、商標権の設定の登録の日から3年以内であれば常に金銭的請求権に基づき支払いを求めることができる。

【商標】 5

商標権等の分割、移転、存続期間等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 放棄による商標権の消滅は、商標公報に掲載されるが、存続期間の満了による商標権の消滅及び後期分割登録料の不納による商標権の消滅は、商標公報に掲載されない。
- (ロ) 商標権の設定の登録を受ける者及び商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は登録料を分割して納付することができるが、防護標章登録に基づく権利の登録及び防護標章登録に基づく権利の更新登録を受ける者は登録料を分割して納付することはできない。
- (ハ) 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日以後に商標登録出願により生じた権利が承継されたことにより、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者は、当該一の登録商標に係る商標権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- (ニ) 商標権の存続期間の更新登録の申請においては、利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。
- (ホ) 指定商品が2以上ある商標権については、当該商標権が消滅した後は、その商標権を指定商品ごとに分割できる場合はない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 6

商標権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権者は、故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を賠償請求する場合、損害の発生について主張立証する必要はなく、権利侵害の事実と通常受けるべき金銭の額を主張立証すれば足りる。それに対し、侵害者は、損害の発生があり得ないことを抗弁として主張立証しそれが認められれば、損害賠償の責めを免れることができる。
- 2 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、当該商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、当該地域団体商標に係る商標権に基づき差止請求権を行使することができる。
- 3 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには商標の外観、観念、称呼により判断すべきであって、これら以外の要素を踏まえて判断すべきではない。
- 4 新商品のコマーシャルに使用するための楽曲を作曲家に作曲してもらった者が、当該楽曲を複製した音からなる商標について、当該新商品を指定商品とする商標登録出願をしてその商標登録を受けたときは、当該商標登録に係る商標の使用が制限される場合はない。
- 5 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害するが、そのような商品の輸入であっても、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合には、常に、いわゆる真正商品の並行輸入となり商標権侵害が成立することはない。

【商標】 7

商標の登録異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録異議の申立てがあった場合において、商標権に関し利害関係を有する者は、当該登録異議の申立てについての決定があるまでは、登録異議申立人を補助するため、その審理に参加することができる。
- (ロ) 登録異議の申立て(商標法第43条の2)において、その申立てをすることができる期間の経過後に、登録異議の申立ての理由について、要旨の変更となるような補正をすることができる場合があるが、商標登録の無効の審判(商標法第46条)の請求においては、請求の理由について、要旨の変更となるような補正をすることはできない。
- (ハ) 2以上の指定商品に係る商標登録について、審判官は、当該商標登録の取消しの理由が登録異議申立人の申し立てない理由であっても、登録異議の申立てがされた指定商品についてであれば、そのことを理由としてその商標登録を取り消すべき旨の決定をすることができる。
- (ニ) 登録異議申立人は、商標登録の取消しの理由の通知があった後は、仮に当該商標権者の承諾を得たときでも、当該登録異議の申立てを取り下げることができない。
- (ホ) 商標登録を維持すべき旨の決定に対しては、不服を申し立てることができないとされており、当該決定の確定後において、登録異議申立人がその登録異議の申立てと同一の事実及び同一の証拠に基づいて商標登録の無効の審判を請求することは、一事不再理効が及び許されない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【商標】 8

不使用取消審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 a 及び b を指定商品とする商標登録に対し、指定商品 b に係る不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第 50 条第 1 項）が請求された場合において、答弁書の提出期間内に指定商品 b に係る商標権の放棄による消滅が登録されると、当該審判請求は、不適法な審判の請求であるとして、審決をもって却下される。
- 2 不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第 50 条第 1 項）においては、被請求人が、登録商標の使用をしていることの举证責任を負っている。
- 3 不使用による商標登録の取消しの審判につき、請求が成り立たない旨の審決に対する審決取消訴訟において、裁判所は、原告（審判請求人）の請求を理由があると認めるときは、当該審決を取り消すだけでなく、当該商標登録を取り消すべきことを特許庁長官に命ずる判決をすることもできる。
- 4 不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第 50 条）の手続において、被請求人である商標権者は、その審判の請求の登録前 3 年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることにつき何らの答弁、立証を行わなかったため、当該商標登録を取り消すべき旨の審決がされた。この場合、当該審決に対する訴えにおいて、商標権者は、本件登録商標が審判請求登録前 3 年以内に通常使用権者によって使用されている事実を主張し、立証を行うことはできない。
- 5 不使用による商標登録の取消しの審判の請求に係る登録商標が、ローマ字からなる場合において、当該商標権の通常使用権者がその審判の請求の登録前 5 月から継続して日本国内において、その請求に係る指定商品についてその登録商標を片仮名で表示した商標を使用していることを被請求人が証明すれば、その商標登録はその審判において取り消されることはない。

【商標】 9

商標の審判等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 通常使用権者が指定商品に類似する商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る役務と混同を生じさせた場合、そのことを理由とする商標法第 53 条の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）は、当該使用の事実がなくなった日から 5 年を経過した後は、請求することができない。
- 2 代理人等による不正登録に係る商標登録の取消しの審判（商標法第 53 条の 2）は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利を有する者でなければ、たとえ利害関係人といえども、請求することができない。
- 3 通常使用権者が指定商品に類似する商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る役務と混同を生じさせた場合、そのことを理由とする商標法第 53 条の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）は、当該使用の事実がなくなった日から 5 年を経過した後は、請求することができない。
- 4 2 以上の指定商品の一部について設定の登録がなされた専用使用権を有する者が、専用使用権の設定された指定商品についての登録商標の使用であって、商標権者がその事実を知らなかった場合において、相当な注意をしていたにもかかわらず、他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その専用使用権が設定された指定商品ごとに当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。
- 5 商標権者が、指定商品について、登録商標（色彩のみからなる登録商標を除く。以下本枝において同様とする。）に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを使用して、故意に他人の業務に係る商品と混同を生じさせたとしても、商標法第 51 条第 1 項の審判（商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）により、当該商標登録が取り消されることはない。

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、誤っているものはいくつあるか。

- (イ) 国際登録出願を電磁的方法（政令で定めるものを除く。）によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を特許庁長官に納付しなければならない。
- (ロ) 国際商標登録出願については、通知された拒絶の理由において指定された期間内に限り、特許庁長官に対して、その出願人は、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。
- (ハ) 国際商標登録出願について、パリ条約第4条の規定による優先権を主張しようとする場合、その出願人は、その旨並びに第一国出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を、特許庁長官に提出する必要がある。
- (ニ) マドリッド協定の議定書第6条（4）に規定する、いわゆる「セントラルアタック」により国際登録が取り消された後の再出願に係る商標登録については、当該再出願の商標権の設定の登録の日から5年を経過するまでは、商標登録の無効の審判を常に請求することができる。
- (ホ) 国際登録に基づく商標権について、指定商品又は指定役務が2以上あるときは、同一の名義人において、指定商品又は指定役務ごとに分割することができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合であって、受理官庁が、出願人にその旨を通知したにもかかわらず、出願人がその図面を提出しないときには、受理官庁は、出願人に、その図面への言及がないものとなるように補正することを命ずる旨を通知するものとする。
- 2 出願人は、所定の期間内に限り、国際出願の写しを指定官庁に送付することができる。
- 3 2人以上の出願人がある場合において、すべての出願人を代理する代理人を選任せず、共通の代表者をも選任しなかったときは、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載された出願人がすべての出願人の共通の代表者とみなされる。
- 4 国際出願に要約が含まれていない場合において出願人に対し要約の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していない場合には、国際調査機関は、出願人に対し要約の補充をするよう求めることができる。
- 5 発明の性質上図面によって説明することができても、図面が発明の理解に必要な場合には、指定官庁は、出願人に対し、図面を所定の期間内に提出することを要求してはならない。

【条約】2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 優先権の主張は、先の出願の番号の表示が欠落しているという理由のみでは無効とはみなされない。
- 2 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならない。
- 3 出願人は、優先日から 16 月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 月の期間のうちいずれか早く満了する期間内であれば、いかなる場合であっても、優先権の主張の補充又は追加をすることができる。
- 4 いずれかの締約国において又はいずれかの締約国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる。国際出願が、いずれかの指定国において若しくはいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は一の国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる。
- 5 指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。

【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払を求めるが、必要な追加手数料が所定の期間内に支払われない場合には、全ての請求項について国際調査報告を作成しない。
- (ロ) 出願人は、特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない。
- (ハ) 国際調査に際し、国際調査機関がいかなる場合にも調査することが義務づけられている規則に定める資料（「最小限資料」）に、非特許文献は含まれない。
- (ニ) 出願時における国際出願の開示の範囲を超えてする補正を指定国の国内法令が認めている場合には、特許協力条約第 19 条（2）の規定に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。
- (ホ) 出願人は、国際調査報告を国際調査機関から受け取った後、国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から 2 月の期間又は優先日から 16 月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に国際調査機関に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について 1 回に限り補正することができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際出願が特許協力条約に基づく規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと国際予備審査機関が認めて当該出願人に対してその選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めたが、その出願人がその規則に定める期間内にその求めに応じなかったとき、その国際出願のうち請求の範囲に最初に記載されている発明以外の発明に係る部分について国際予備審査報告書が作成される場合はない。
- (ロ) 国際予備審査機関は、審査の目的のために適正に整備された特許協力条約に基づく規則に定める最小限資料を容易に利用することができるようにしておかなければならない。
- (ハ) 優先日から 19 月を経過する前に国際予備審査の請求をした場合であっても、その優先日から 30 月を経過した後は、出願人は、いずれの選択官庁に対しても、当該国際出願の所定の翻訳文を提出することができる場合はない。
- (ニ) 国際出願の請求の範囲に記載されている発明が、その国際出願の国際出願日に当該技術分野の専門家にとって特許協力条約に基づく規則に定義する先行技術からみて自明のものであるとき、その発明は、常に進歩性を有しないものとされる。
- (ホ) 出願人は書面によらなければ国際予備審査機関と連絡することができない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 5

特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 外国語でされた国際特許出願について、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を提出した出願人が、国内処理基準時の属する日までに、特許協力条約第 19 条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出した場合にも、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が、特許法第 36 条第 2 項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなされる。
- 2 外国語でされた国際特許出願の出願人が、国内書面提出期間内に、特許法第 184 条の 5 第 1 項に規定する書面を提出したが、その国際特許出願の明細書の日本語による翻訳文の提出をすることができなかった場合、故意に提出しなかったと認められる場合を除き、所定の期間内に、翻訳文を提出することができる。
- 3 外国語でされた国際特許出願については、当該出願の翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、納付すべき手数料を納付した後、拒絶理由通知を受けるか特許査定 of 謄本の送達があるまでは、いつでも手続の補正（特許協力条約第 19 条に基づく補正及び特許協力条約第 34 条に基づく補正を除く。）をすることができる。
- 4 国際特許出願については、特許法第 43 条〔パリ条約による優先権主張の手続〕（第 43 条の 2 第 2 項及び第 43 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定が適用される。
- 5 外国語特許出願の出願人が、当該出願の国際公開の後に、当該出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告したときは常に、その警告後特許権の設定登録前に業としてその発明を実施した者に対し、補償金請求権を有する。ただし、出願人と発明者は同一であり、発明を実施した者は先使用権を有しておらず、また、取下げなどにより補償金請求権がはじめから生じなかったものとみなされることはないものとする。

【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（以下「議定書」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「協定」において、国際事務局は、国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更を国際登録簿に記録する。ただし、新権利者が国際出願をする資格を有する場合に限る。
- 2 「協定」において、国際登録の名義人は、公表の延期の期間中いつでも、国際登録の対象である意匠の一部又は全部の公表を請求することができる。
- 3 「議定書」において、締約国 X にある標章登録の名義人が、締約国 Y の国民であり、締約国 Z に住所を有する場合、その者が X 国の当該標章登録を基礎登録として、Y 国あるいは Z 国の官庁を本国官庁として国際出願することは認められない。
- 4 「議定書」において、国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、関係法令が認める場合には、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。
- 5 「議定書」において、領域指定が標章の国際登録の後において行われた場合、当該領域指定は、国際登録簿に記録された日から効力を生じ、その日から 10 年の期間の経過によりその効力を失う。

【条約】7

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した事項を除き、パリ条約による優先権主張の要件は満たされているものとする。

- (イ) 各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国の国籍、住所又は営業所を有することが条件となる。
- (ロ) 同盟国が、特許出願の審査に際して、他の国における同一の発明についての特許出願に関してなされた先行技術調査の結果を参考にすることは許されない。
- (ハ) 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由として、特許を拒絶し又は無効とすることを、各同盟国の法令において定めることができる。
- (ニ) 各同盟国の国民は、他のすべての同盟国において、工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任について、パリ条約におけるいわゆる内国民待遇の原則による利益を享受する。
- (ホ) パリ条約における工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられ、この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人が優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含む場合であって、当該同盟国の法令上発明の単一性があるときには、当該特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことは、優先権を否認する理由とはならない。
- (ロ) 実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は6月である。
- (ハ) 商標が保護を受けるに適したものであるか否かを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。
- (ニ) いかなる場合にも、商品について使用される商標が登録されることについて、その商品の性質は妨げとはならない。
- (ホ) 商号が同盟国において保護されるためには、その同盟国において、登記の申請又は登記が行われていることを必要とする。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「T R I P S 協定」という。）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、T R I P S 協定が除外するもの又は適用しないと規定する手続を除くほか、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。
- (ロ) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。
- (ハ) 特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられることが規定されている。しかし、意匠の保護を取り消し又は意匠権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられることは規定されていない。
- (ニ) 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。
- (ホ) 加盟国は、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権者に対しては、特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入及び輸出を防止する権利を与えなければならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うためには適用されない。
- 3 加盟国の司法当局は、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有する必要がある。
- 4 司法当局は、侵害活動を行っていることを侵害者が知っていたか否かにかかわらず、侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。
- 5 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

【著作権法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 映画の著作物については、たとえ映画会社の発意に基づきその従業者が職務上作成したとしても、映画会社が著作者とされることはない。
- 2 雑誌の編集方針について相談を受けて意見を述べただけの者は、編集著作物である当該雑誌の著作者とはならない。
- 3 甲は、自らの横顔が描かれた肖像画に、自らの署名を施した。当該署名がある以上、甲は、当該肖像画の著作者とみなされる。
- 4 歌詞と楽曲から成る音楽の著作物について、その歌詞を創作した作詞家及びその楽曲を創作した作曲家は、その音楽の共同著作物の著作者となる。
- 5 使用者である甲は、その業務に従事する乙が職務上作成した著作物であって、甲の名義で現実に公表されていないものについては、それがプログラムの著作物である場合を除き、その著作者となることはない。

【著作権法】2

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作者の死後、著作物を改変する行為が禁じられるのは、著作者の名誉又は声望を害するおそれのある場合に限られる。
- 2 甲社は、乙社からの依頼を受けて、乙社の商品のテレビコマーシャルAを製作することになり、社外の監督丙に撮影を依頼した。Aが、丙の判断と指示に基づき撮影され、完成された場合でも、Aの著作権及び著作者人格権は、甲社が有する。
- 3 コンサートホールの耐震補強のための改築により、同ホールに施された壁画を改変することは、必ずしも当該壁画の同一性保持権の侵害とはならない。
- 4 著作者が、写真の著作物を芸術写真の専門誌で公表した後に、その著作者の意に反して他人が一般の書籍でその写真を公表した場合、公表権の侵害となる。
- 5 意に反する著作物の改変により名誉感情を害された著作者は、当該改変により自己の名声、信用等について社会から受ける客観的な評価が低下しない場合でも、謝罪広告の掲載を請求することができる。

【著作権法】3

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 バレエ団により振り付けの著作物が公演される際に、舞台から離れた観客にも見やすいよう、ホール内のスクリーンに公演映像を送信する行為は、公衆送信権の侵害となる。
- 2 画家甲と乙とが共同して描いた絵を、画商丙が甲及び乙に無断で複製してポスターとして利用している場合において、甲は、乙と共同しなければ、丙に対して著作権侵害に基づく差止めを請求することができない。
- 3 プログラムの著作物の違法複製物を、違法複製物であることを知らずに無償で譲り受けて企業内で使用する行為は、著作権侵害とならない。
- 4 著作権者から許諾された、その著作物の利用についての利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができない。
- 5 美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、たとえ美術館が贋作と知らなかったとしても、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。

【著作権法】 4

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 公表された著作物である小説については、著作権者の利益を不当に害することとならない場合は、大学の入学試験問題においてその目的上必要と認められる限度で複製することができるが、インターネットを用いた入学試験で公衆送信を行うことはできない。
- 2 著作物は、特許庁の行う特許に関する審査のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。
- 3 講演会において、有名な小説の一部を読み上げて批評する行為は、その部分が当該小説の一部であることが聴衆に明らかであり、かつ、批評に必要な範囲である場合には、口述権の侵害とならない。
- 4 企業の企画会議において、あるイラストを新製品の包装のデザインに採用するかを検討するために、必要な限度で当該イラストを複製した包装のサンプルを作成することについて、それにより著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該イラストの複製権を有する者の許諾は必要ではない。
- 5 録音技術を開発するために、音楽著作物を録音することは、その著作物が未公表のものであったとしても、著作権侵害に当たらない場合がある。

【著作権法】5

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 高原の風景と鳥のさえずりを録画したDVDの製作者は、レコード製作者として著作隣接権を有する。
- 2 映画の編集において、その映画に出演している俳優の出演部分の一部を削った場合であっても、その削除が当該俳優の名誉声望を害するものといえないときは、当該俳優の同一性保持権の侵害にはならない。
- 3 オペラの上演において、オペラ歌手は実演家としての保護を受けるが、オペラを演出する監督は実演家としての保護を受けない。
- 4 ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。
- 5 喫茶店を経営する甲が、レコード製作者乙が録音した市販の音楽レコードを再生して、不特定多数の顧客に鑑賞させることは、乙の著作隣接権の侵害となる。

【不正競争防止法】 1

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 商品の容器・包装は、特定の企業の商品の出所を示す表示として機能する場合であっても、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示には含まれない。
- 2 他人の商品等表示が周知性を獲得する以前から、その商品等表示と同一の商品等表示を使用していた場合、当該同一の商品等表示を不正の目的なく使用する行為は、不正競争防止法第2条第1項第1号の適用除外となる。
- 3 甲は、乙がデジタル空間上で販売しているアバターの衣装について、その形態を模倣した衣装をデジタル空間上で販売した。甲の行為は、商品形態の模倣に係る不正競争とはならない。
- 4 自己の氏名を使用する行為は、どのような目的で使用するにかかわらず、商品等表示に係る不正競争防止法上の規制の対象となることはない。
- 5 甲の開発したロボットAの形態を模倣した商品Bを、商品BがロボットAの模倣品であることを知りながら譲り受けた乙が、商品Bを消費者向けにレンタルする営業を行うことは、不正競争に該当しない。

【不正競争防止法】 2

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 業務の過程で公表前の新製品に関する営業秘密を示されていた従業員が、当該営業秘密が記された書類を、誤ってセミナー資料に含めて他社の従業員に配布してしまったとしても、営業秘密に係る不正競争とはならない。
- 2 限定提供データ保有者からその限定提供データを示された場合において、図利加害目的が認められても、その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものでなければ、その限定提供データを使用する行為は、限定提供データに係る不正競争に該当しない。
- 3 秘密として管理されている情報については、限定提供データに該当することがある。
- 4 社内で秘密として管理されている、法令に反する廃水の自社工場からの流出に関する情報を、新聞記者に漏らすことは、不正競争とはならない。
- 5 自己の所有する記録媒体に営業秘密のデータを上司の承認を得て保存していた従業員が、当該データの消去を失念したまま退職することは、不正競争となる。

【不正競争防止法】 3

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 ドメイン名に係る不正競争が認められる場合、営業上の利益を侵害された者は、そのドメイン名の移転登録を請求することはできない。
- 2 甲は、地上デジタル放送に付された 1 回だけ録画可能とするコピープロテクションを回避することのみを可能とするプログラムを作成した。甲が、そのプログラムを記録した USB メモリを無料で少数の親しい友人のみに譲渡したにすぎない場合は、甲の譲渡行為は、技術的制限手段に係る不正競争に該当しない。
- 3 ドメイン名に係る不正競争の保護対象については、周知性を要件としている。
- 4 スマートフォンを製造販売する甲社は、客観的な事実に基づき、競合他社である乙社の製造販売するスマートフォンと比較して、その性能や品質について甲社の製品がより優れていることを内容とした比較広告を雑誌に掲載した。これにより、乙社のスマートフォンの売上げが減少した。甲社の行為は、信用の毀損に係る不正競争となる。
- 5 フランスのシャンパーニュ地方に所在するシャンパン製造会社甲社は、日本でも著名なシャンパン A、日本でも周知なプレミアムシャンパン B を製造している。総代理店乙社が温度管理をしたコンテナで A 及び B を日本に輸入して販売している。甲社の製造した A をフランスで購入して、船便により温度管理のなされていないコンテナで日本に輸入して販売することは、不正競争となる。

【不正競争防止法】 4

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 甲が、その販売する牛肉が外国産であるのに国産であると表示して販売したので、食肉販売業者の乙が甲に対して品質誤認に係る不正競争を理由としてこれにより生じた損害の賠償を請求する場合については、侵害の行為者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する旨の規定は、適用の対象ではない。
- 2 甲は、自己の販売する商品に表示Aを付しており、Aは日本国内において著名となっている。乙は、甲に無断で、自己の商品にAを付して販売した。この場合、乙の行為により、表示Aに関して出所の混同が生じていない場合でも、甲は乙に対して、Aの使用について受けるべき金銭の額を超える額を損害額としてその賠償を請求することができる。
- 3 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、物を生産する方法についての営業秘密の保有者が、当該営業秘密が相手方によって使用されていると主張する場合、当該相手方は、自己の重要な営業秘密が含まれているときには自らの実施する生産方法の具体的態様を明らかにする義務を負わない。
- 4 甲の製造販売する携帯電話 a の形態を模倣した携帯電話 b を、乙が製造して販売している場合、甲は、携帯電話 b の製造又は販売の差止請求とともにのみ、携帯電話 b を製造するために使用した金型の除却を、乙に対して請求することができる。
- 5 営業秘密に係る不正競争につき損害賠償を請求する際に、技術上の秘密の場合とそうでない秘密の場合とで、適用できる不正競争防止法第5条の損害の額の算定に係る規定に違いはない。

【不正競争防止法】 5

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 わが国において、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、利益を供与した者は、当該外国に主たる事務所が存する法人の従業員である場合には、処罰されない。
- 2 視聴料を払った者のみが視聴できるようにスクランブルを施して番組が放送されている場合に、視聴料を払わなくともその番組を視聴できるプログラムをインターネットで流通させる行為には、刑事罰が科されない。
- 3 不正の利益を得る目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する権利を取得する不正競争は、刑事罰の対象である。
- 4 不正の目的をもって、他人の商品等表示として周知のものと同一又は類似の商品等表示を使用する不正競争については、告訴がなくても公訴を提起することができる。
- 5 外国の国旗と類似のものを商標として使用した商品を販売したとしても、刑事罰の対象にはならない。